

<b>Title</b>	安永 7 年 10 月の「賤民」取締令についての小考察
<b>Author</b>	寺木, 伸明
<b>Citation</b>	同和問題研究 : 大阪市立大学同和問題研究室紀要. 11 巻, p.57-71.
<b>Issue Date</b>	1988-03
<b>ISSN</b>	0386-0973
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学同和問題研究会

# 安永7年10月の「賤民」 取締令についての小考察

寺 木 伸 明

はじめに

1. 発布までの幕府の「賤民」政策の推移
2. 発布の背景としての被差別民衆の動向
3. 発布の過程

はじめに

江戸幕府は、安永7年（1778）10月に初めて全国の被差別民を対象とした取締令を発布した。本稿は、幕府の「賤民」支配政策において重要な位置を占めると考えられる、この取締令発布の背景および発布の過程について若干の考察を試みようとするものである。

有名な幕令ではあるが、行論の都合上、まずその全文を紹介しておきたい。

安永七戌年十月

穢多非人風俗之儀ニ付御觸書

近來穢多非人等之類、風俗惡敷、百姓町人江對、致法外之働、或ハ百姓躰ニ紛し、旅籠屋、商賣小酒屋等江立入、見咎候得ハ、六ヶ敷申懸候得共、百姓町人等ハ外聞ニ拘、致用捨捨置候故、法外致増長、就中中國筋之穢多非人茶筌之類、盜賊惡黨者之宿、又ハ盜もの之致世話趣も粗相聞、既ニ穢多共申合、村々江盜ニ入候もの共、追々引廻死罪等御仕置申付候得共、風俗不相直由之取沙汰有之候、惡事致候ものハ勿論、百姓町人ニ對、慮外いたし候敷、百姓町人躰ニ紛し候ものハ、嚴敷御仕置申付候段、兼而穢多非人茶筌之類江嚴敷申渡置、相背もの有之候ハ、御料ハ御代官より手代足輕差出召捕、御勘定奉行江可申達、於私領も右ニ准可申候、若捨置候場所  
有之候ハ、最寄御代官より手代足輕遣、召捕ニ而可有之候、於然ハ、其

地頭之可為不念者也、

右之通、御料私領共不洩様可被相觸候、<sup>(1)</sup>

ところで、かつて後藤正人氏は、幕府法のもとでの賤民制の歴史を次のように4期に区分した<sup>(2)</sup>。第1期は、17世紀初頭の慶長期から同世紀末葉・18世紀初頭の元禄期まで。第2期は、それ以降、18世紀中ごろまでの享保期を中心とする時期。第3期は、18世紀中ごろの宝暦期から19世紀初の文化・文政期ごろまで。第4期は、天保期から幕末まで。同氏は、各時期の特徴について次のように指摘している。

第一期には幕府は統一的賤民身分ではないが、エタ・非人などの身分を作出した。第二期の特徴はエタ・非人身分の法的地位を明確にすることによって、賤民制を確立したことである。幕府は基本法典の中に統一的賤民を定着させ、賤民に関する地位・身分・仕事・住居などを法的に固定化したのである。第三期の特徴として、幕府は支配の矛盾に對應するために民衆の賤視感を強める差別法令をひんぱんに発し、賤民を全面的に下級警察機関に包括しようとする露骨な人民の分裂政策を採ったことである。これは明らかに差別の再編強化であり、このことは廣汎な人民の統一を疎外する一つの条件になった。第四期は對外的には外壓の問題と國內的には直世の動きに反映され、この時期における幕府支配層にとって賤民の問題は深刻となってきた。一般的には百姓一揆に賤民が参加し、あるいは一般村とエタ村との争いなども一部で生じてきた。幕府は基本的には反幕勢力との戦いに賤民を利用しようとし、その限りで個別的解放を行なったのであった。この期の特徴はこれまでの賤民支配に関する法令の形骸化現象と個別的解放の傾向である<sup>(3)</sup>。

私は、後藤氏のこの分析は近世賤民制の変遷を幕藩制社会全体の諸変化を視野に入れつつ、各時期の特徴によって時期区分した早期の研究として重要であると考えられるものである。後藤氏は、安永3年(1774)10月に出された幕令<sup>(4)</sup>一村方における浪人者の取締りを「えた・非人」に命じた法令と安永7年10月の幕令とについて、次のように評価する。

この二つの賤民に関する法令は天領・私領・寺社領すべてに発せられたものであり、この意味でも重要性をもっている。幕府はこの法令で賤民を

エタ・非人で代表させており、さらに中國筋の茶笥を加えていることは身分制の危機を背景としてはないだろうか。ここで重大なことは、幕府が法令上百姓、町人に命じて、エタ・非人に對する差別を強制していることである。このような幕府の差別令は階級分化に結果するエタ・非人が百姓や町人と同じような活動をしていること—身分制の弛緩—に對應するために発せられたものである。<sup>(5)</sup>

その後、朝尾直弘氏は、河内国更池村の「かわた」に関する実証的分析をふまえて、「享保期から、領主の『かわた』身分に対する指示、介入があらわになり、領主側からする身分差別の強調、強化がみられた。恐らく、享保改革を経過して、『かわた』身分に対する公儀の扱いが原則を確立し、18世紀後半、宝暦期に入ると、『かわた』の『人外』的位置が制度として確認され、ここに幕藩制としての全面的な差別の体系が作りあげられてくる<sup>(6)</sup>」と述べ、とくに安永7年10月の幕令の意義について次のような注目すべき見解を明らかにした。少し長いが、これまた本論の展開上、必要なので煩をいとわず引用する。

ここで私が指摘しておきたいのは、この触は従来もいわれているように賤民の風俗統制を強化したという点だけでなく、全国統一の統制令だということである。即ち、右の掟を侵したものは、「御料者御代官より手代・足輕差出召捕、御勘定奉行江可申達候、於私領も右ニ准し可申候」と述べ、もし放置してある場合は（私領であっても）、「最寄御代官より手代・足輕遣、召捕ニ而可有之候、於然者、其地頭之可為不念者也」と断定している。ここにいたって、勘定奉行が幕領の「穢多・非人・茶笥之類」を統制するばかりでなく、私領もこれに准ずること、もし私領で統制が放置されているときは、代官・手代以下の警察権を発動して統制を実効あらしめることが規定され、勘定奉行による賤民身分の一元的な統制掌握が法定されたのである。

もとより、その実態如何という問題は残るにしても、制度として幕藩制的賤民身分を考えるにさいして、この法令のもつ意義は右の点において最も大きなものがあるとしなければならない。たしかに、この触は「穢多・非人」が百姓・町人とおなじような風俗・行動をとっていること＝身分制の弛緩への対応を目的としている点は否めない。しかし、そのことから直

ちに幕藩制賤民身分の再編成、もしくはイデオロギー支配にのみ結びつけて理解するのは具体性を欠くように思える。なぜなら、制度としては、ここで初めて賤民身分の全国的統一的把握とその機関が法定されたというべきであろうからである。勘定奉行がその機関となったのには、これより四年前、浪人の横行にともなう治安の悪化に対応して、関八州・伊豆・甲斐の幕府ひざ元で「穢多・非人」に浪人捕縛を命じたとき、勘定奉行所の公事方がこれを統括した事実を前提にしていると思われる。既に、賤民の下級警察機関化という幕藩制の制度機構上の編成に対応して、これまで地域別・領主別に多様であった身分的統制の強化が全国的に図られているのである。<sup>(7)</sup>

本稿でとりあげる安永7年10月の幕令の評価については、後藤・朝尾両氏の見解に付け加えるものはほとんど何もないのであるが、その後、知りえた史料と知見をもとに、この法令をめぐる2、3の問題について以下、少しばかり論じてみたい。

## 1. 発布までの幕府の「賤民」政策の推移

江戸前期以降の幕府の「賤民」政策の推移については、さしあたって後藤正人氏の<sup>(8)</sup>前掲論文、牧英正氏の<sup>(9)</sup>諸論稿および拙稿などを参照していただくとして、ここでは安永7年10月の幕令発布にいたるまでの経緯についてのみとりあげることにする。

後藤氏は、前述のように安永3年10月の幕令を、<sup>(10)</sup>安永7年10月の幕令とともに幕府の「賤民」政策史上重視し、この法令が天領・私領・寺社領すべてを対象に発せられたことに注目するとともに、「幕府が政策的に、エタ・非人に浪人者の召捕を強要することは、地方によっては単に皮革生産者ないし、かわた農民として存在する者まで、下級警察機関に組み込ませる法的根拠を意味したのであった。例えば後述する鳥取藩では法令上、エタが下級警察機関に組織されていないにも拘らず、この法令がくり返し発せられた。これは新しい差別政策であった<sup>(11)</sup>」と評価した。

ところが、幕府が「えた・非人」を浪人者の召捕、つまり下級警察機関に組み込ませる動きは、牧英正氏によってこれより5年前の明和6年(1769)6月

には明確にあらわれていたことが明らかにされた。<sup>(12)</sup> 牧氏は、その論拠として内閣文庫所蔵『見聞集』第6、26「明和六丑年右京大夫殿御渡」を掲げ、全文を紹介している。ここでは、『徳川禁令考』所収のものを掲載しておこう。

明和六丑年六月

浪人者之儀ニ付関八州并伊豆國甲斐國村々江之御觸書

近年浪人杯と申、村々百姓家江参り合力を乞、少分之合力錢杯遣し候得ハ、惡口いたし、或ハ一宿を乞泊り、病氣杯と申、四五日も致逗留候内ニハ、品々難題を申掛、合力錢餘慶にねたり取候段粗相聞、不屈之至ニ候、以來右體之もの罷越候ハ、其邊之穢多非人ニ為召捕、早々公事方御勘定奉行江可致注進、勿論何様ニ申候共、決而止宿杯不為致、苗字帯刀いたし候もの江ハ、一錢之合力も致間敷候、若相背候ハ、可為曲事者也、

右之趣相守、觸書寫取、村はつれ并村役人共之居宅前などに張置可申候、

以上

九月

右之趣、関八州并伊豆國甲斐國村々江可被相觸候、私領村方江ハ、其最寄御代官より不洩様通候様可被致候、<sup>(13)</sup>

この幕令は、史料中にも明記されているように関八州と伊豆・甲斐両国のみを対象としたもので、弾左衛門の支配範囲に限定されていた。しかし、この法令は第1に、関八州および伊豆・甲斐両国合わせて10カ国において「えた・非人」を警察の末端に位置づけた点で、第2に、史料中に「早々公事方御勘定奉行江可致注進」とあるように、前記10カ国の「賤民」身分を勘定奉行（公事方）が管轄することを示しているように考えられる点で、幕府の「賤民」支配政策上、重要な意義をもっているといえよう。

なお、朝尾直弘氏は前掲のように「勘定奉行がその機関となったのは、これより4年前（安永3年一寺木）浪人の横行にともなう治安の悪化に対応して、関八州・伊豆・甲斐の幕府ひざ元で『穢多・非人』に浪人捕縛を命じたとき、勘定奉行所の公事方がこれを統轄した事実を前提にしていると思われる」と述べているが、実際には安永三年よりさらに5年前の明和6年6月の、この触書

以降の政策を前提にしているものと考えられる。

牧氏は、つづいて「浪人者徘徊候儀ニ付申上候書付」を引用して、「この書付には年号欠とあるけれども安藤雄惟と松平忠郷の両人が勘定奉行であった期間の辰年は安永元（1772）年以外にないから、この年である」とし、「この書付によれば前掲明和6年の触書は前記以外の大名旗本から領知村方に掲示したいとの問合せがあり許され、さらに五畿内近江丹波播磨を領知する大名旗本からも同様の問合せがあり、これも認められたのである。『播磨国皮多村文書』にはこの触書を掲載している<sup>(14)</sup>」と。このように幕府は、この書付によって前記10カ国以外の大名・旗本に対しても要望があれば、それぞれの領内において明和6年の触書を適用することを認めたのである。幕府は、こうした諸大名の動きをふまえながら、先に見た安永3年10月の全国を対象とした法令を發布したものと推量される。その意味で、安永元年のものとなる書付は重要であるので、ここに全文を紹介しておきたい。

年號闕辰九月

浪人者徘徊候儀ニ付申上候書付

書面、伺之通可仕旨被仰渡、奉畏候、

辰九月廿九日

安藤弾正少弼

松平對馬守

浪人もの致徘徊候儀ニ付、去ル丑九月閏八州伊豆國甲斐國江御觸出候處、右御觸書寫、村方ニ為張置度旨、遠國領知有之領主地頭より問合有之候ニ付、御觸書寫遣、右御觸ニ准、右體之もの罷越候ハ、其邊之穢多非人ニ為捕、領主地頭江注進可致旨、領分知行村々江申渡置、捕置候旨申出候ハ、一通相糺候上、其仕儀により相同候方と存候旨、拶挨可仕哉之段、同十一月奉伺候處、伺之通挨拶可仕旨被仰渡、其後所々より問合御座候故、右之通挨拶仕候、然處、五畿内近江丹波播磨ニ領知有之領主地頭よりも同様之問合御座候、右八ヶ國ハ、京大坂支配國ニ而別段之場所ニ御座候間、彼地町奉行江問合候様挨拶可仕候得共、小給所坏ハ知行所ニ家來不能在も有之、遠國之儀問合方ニ差支可申候間、兼而京大坂町奉行江掛合置、外並

之通挨拶可仕候哉、御觸書寫相添、奉伺候以上、

辰八月<sup>(15)</sup>

なお、この書付を出したのは、史料中に明記されているように、安藤弾正少弼、松平対馬守であって、共に勘定奉行であった。

ところで、幕府は、同じ安永元年9月に博奕をした者を「其所之穢多ニ捕させ」る触れを出している。それは次のようなものである。

安永元辰九月

覺

博奕三笠附取退無盡之儀、前々より御法度ニ而、度々御觸も有之候所、致忘却候哉、今以不相止越相聞候、全他所より惡黨者入込、勸候故之儀ニ可有之哉、其すゝめに任セ、博奕三笠附取退無盡等致候得ハ、農業疎略ニ相成困窮ニおよひ、御年貢差支致缺落候類も可致出來、以來右體惡黨もの、又者百姓之内ニ而も御法度相背、博奕ケ間敷儀致ものハ、其所之穢多ニ捕させ、急度御仕置を可申付候

右之通相心得、文段寫取之、村外れ高札場、名主高持百姓共家前杯ニ張置可申候

明和九辰九月

川井 越 前

松平 對 馬

安藤 弾 正

石谷 備 後

右之趣御書付出候處、忘却致し候族も有之様相聞候間、寫相廻、村々小前之もの共江不洩様可申聞候、尤高札場名主高持百姓共門口江、御書付寫し張置、勿論惣百姓連印請書差出置急度相守、平日村役人並五人組之者心を附、若相背もの有之者、早速可訴出候、外より相知候ハ、當人者勿論、親類五人組村役人可為越度もの也<sup>(16)</sup>

この史料中に出ている川井、松平、安藤、石谷4氏は、いずれも勘定奉行で

ある。この書付では対象地域が明記されていないが、いずれにしても幕府の勘定奉行が、安永元年九月の時点において、浪人者だけではなく、博奕打ちの取り締りにも、「穢多」を動員しようとしていたことは明らかである。

## 2. 発布の背景としての被差別民衆の動向

1 で述べたような幕府の「賤民」支配政策の推移をふまえて、それらの政策を総括するような形で発布されたのが、安永7年10月の「賤民」取締令であったといえるだろう。先に見た安永3年10月の幕令で、既に幕府は弾左衛門支配範囲だけでなく大名領・寺社領等を含めた全国的レベルでの、「賤民」の下級警察機構への組み入れ・統制を図ろうとしたのであるが、その管轄機関については「関八州伊豆甲斐ハ、公事方御勘定奉行江召連出、其余之分ハ、国々ハ御料者御代官、私領者領主地頭江召連可出候」と規定していて、勘定奉行が全国的レベルで統括するには至っていなかった。その達成は、朝尾氏が指摘したとおり、安永7年10月の幕令によってであった。前掲のように、そこで次のように明確に規定された。すなわち「悪事致候ものハ勿論、百姓町人ニ対、慮外いたし候歟、百姓町人躰ニ紛し候ものハ、嚴敷御仕置申付候段、兼而穢多非人茶笥之類江嚴敷申渡置、相背もの有之候ハ、御料ハ御代官より手代足輕差出召捕、御勘定奉行江可申達、於私領も右ニ准可申候」と。

ところで、この幕令が出された直接のきっかけは、その文中にある「就中国筋之穢多非人茶笥之類、盜賊悪党之宿、又ハ盜もの之致世話趣も粗相聞、既ニ穢多共申合、村々江盜ニ入候もの共、追々引廻死罪等御仕置申付候得共、風俗不相直由之沙汰有之候」という事情にあったと推測される。この文言では、中国筋のどの地域で起こった事件であるか明らかでないが、中国筋にあたる広島藩では安永7年6月、つまりこの幕令が出される4カ月前に、「革田」と盗賊の馴合等に関して、次のような法令が出されているので、ひとつにはこの広島藩内の事情が幕令に反映したのかもしれない。その意味で重要と考えられるので、以下、全文を紹介しておきたい。

郡中かわたの職分に関する触書

乃美尾・森房家「賀茂郡覚書」

革田共御示し触

一郡中革田共之儀者盜賊を制止之職分之處、却而盜賊ニ馴合、見遁或者引入等致候類段々不正之儀相顕、去年も急度触示有之候處、兎角其筋難相改、其以来も度々盜賊ども吟味ニ付、不正之儀相顕レ候方角も数々有之不届至極ニ候、然共是迄之儀ハ御憐愍ニ而御領分追放等申付候得共、向後は革田共身分トシテ盜賊ニ馴合引入見遁等仕候ハ、吟味之上死罪可被行事

右之趣村役人内聞ハ仕候も心得違遁置申出も不仕と相見不届ニ候、以来風聞ニ而も及承候ハ、革田とも手元相しらべ置早速御代官所江可申出候、若此筋少ニ而も忽緒ニ相心得盜賊吟味方於相顕ハ、吟味之上役人共不存与申立候共曾而申訳不相立、急度致曲事可申付候、右之通り被仰出候間、郡中村村不洩様可被相触候、是迄ハ御憐愍ニ而死命之儀ハ被有置候得共、却而革田共悪事ニ相募り候ト相見ヘ候ニ付、以来ハ不絶忍ひ之者被指廻革田共振合見聞仕ハ勿論、盜賊ヲも召捕を嚴重ニ穿鑿致させ候義も有之候、然ル上ハ革田共悪事ハ如何躰包隠申候共相顕候儀ニ候、左候得ハ村役人共逆も忽緒之科難遁候間、此品役人共得斗勘弁仕常ニ革田江申聞せ、少も不正之儀無之様可仕旨村々革田共江申聞せ、此度相改メ被仰出候様受書仕せ、村役人逆も受書被申付御代官所ヘ取置可申候、且ハ御代官所之流合ニ茂相当候間、厚被示合各并手付共出郡之度々不絶可被申付候、已上

戌六月

郡奉行

別紙之通り被仰出候条、此旨相心得革田共以来之心得至而厚申付置、相心得候趣受書等仕せ村方江取置其写可指出候、勿論村々役人共以来之心得、是又受書仕組合割庄屋方迄指出置候ハ、組合イ限り取揃御役所ヘ差出候様可取計事

但、別紙之趣小百姓浮過等之者迄も不洩様申聞置候事

右之通可相心得もの也

戌六月

〔賀茂郡代官〕

堀田勝之丞

〔賀茂郡代官〕

生熊源太夫<sup>(17)</sup>

広島藩のこの触書によれば、「郡中革田」は「盜賊を制止之職分」を担っているにもかかわらず、「却而盜賊ニ馴合」い、「見遁」や「引入」などの不正を行っているので、前年（安永6）にもその取り締りの触を出したがなかなか改まっていないとし、そこで従来はそのような不正があった場合、「領分追放」などを命じてきたが、今後は死罪に処することとし、刑を重くしたことがうかがえる。前年にも取り締りの触れが出されていたということは、既にその前年より以前から「革田」の盜賊との「馴合」「見遁」「引入」という事件がかなりあったということを示している。これらの事件は、安永7年10月の幕令の文中に出てくる「盜もの之致世話趣」に該当するものであろう。また、同幕令に「追々引廻死罪等御仕置申付候得共」云々と、「死罪」という文言が入っているのも、広島藩の触書と符合する。ただし、幕令にある「引廻」については、同藩の処罰と照応しないので、中国筋の他藩での事情も反映しているであろう。しかしながら、私は長州、福山、岡山、龍野、鳥取などの中国筋の諸藩に関する諸史料を可能なかぎりあたってみたが、そうした事情を確認することはできなかった。今後、さらに詳細な調査をしてその真相を解明していきたいと考えている。

さて、この幕府の触書の冒頭にあるような「近来穢多非人等之類、風俗悪敷、百姓町人江対、致法外之働、或ハ百姓躰ニ紛し、旅籠屋、商売小酒屋等江立入、見咎候得ハ、六敷申懸候」という状況は、かなりの地域で見られた。比較的早いものとして、長州藩内での事例があげられる。同藩では元文2年（1737）12月、「えた」の男は「ちゃせん髪」、女は「折わけ」にせよと髪型に差別的規制を加えたが、その理由として「御國中穢多共毎々平人ニ紛れ不謂仕形有之」という事情があげられている。<sup>(18)</sup>

翌年4月、小諸藩でも「御奉公人之事は不及申、百姓町人江対し不礼無之様、可致丁寧候事并平人之家内・みせ店江上り申間敷候」とか「御城下町并在々至迄、押売堅仕間敷候、酒売茶屋等江参、猥我儘仕間敷事」などと8カ条にわたって規制を加えたが、<sup>(19)</sup>そうした背景には被差別民衆が「平人」と対等に交わろうとする積極的な動きがあったからであろう。寛保3年（1743）3月、長州藩では「えた」が「平人」に紛れて呉服等を商っているのは不届きであるとし、以降、皮革商売以外の商いを禁止している。<sup>(20)</sup>

上記のような事例は、同年6月に上田藩<sup>(21)</sup>で、延享2年(1745)9月および同4年(1747)3月に長州藩<sup>(22)</sup>で、寛延元年(1748)12月に幕府において、<sup>(23)</sup>宝暦5年(1755)6月に再び長州藩<sup>(24)</sup>で、翌年11月に岡山藩<sup>(25)</sup>および鳥取藩<sup>(26)</sup>で、安永元年6月に熊本藩<sup>(27)</sup>で見られた。

幕府は、1で見た「賤民」支配政策をふまえて、上述のような全国の被差別民衆の動向をにらみながら、直接的にはおそらく広島藩で生じた事態などをきっかけとして、安永7年10月の法令を發布したものと考えられる。

### 3. 発布の過程

ここでは安永7年10月の幕令の通達系統と発布後の各地の動きについて述べる。

この幕令が、老中田沼意次(明和6年8月15日～天明6年8月27日在任)から御奏者番・寺社奉行・大目付に通知されたことは、「柳営日次記」<sup>(28)</sup>や「百箇条調書」<sup>(29)</sup>巻48によって明らかである。さらに寺社奉行から全国の寺社へ、大目付から諸大名へ示達された。たとえば大目付から加賀藩留守居中に示達されたことは、「箇井日記」により明らかである。<sup>(30)</sup>

また弾左衛門支配下には町奉行より達せられたようである。そのことは、たとえば武蔵国横見郡和名村小頭角兵衛らが差し出した安永7年11月5日付の一札に、「此度町奉行所様被仰出候廻文之趣急度相守可申候抱非人共江茂殿敷申付場中ニ相廻り先々ニ而無礼法外之無之様ニ可申付候事」<sup>(31)</sup>とあることから推定される。

その他へは、老中管轄下の各級機関を通じて下達されたものと思われる。この幕令は、上記のような通達系統を通じて「御料私領共不洩様」に触れられたのである。

管見の限りでは、少なくとも次の地域に触れられていた。武蔵国横見郡和名村<sup>(32)</sup>、加賀藩領、信濃地方<sup>(33)</sup>、伊勢地方<sup>(34)</sup>、久美浜地方<sup>(35)</sup>、奈良<sup>(36)</sup>、大坂<sup>(37)</sup>、河内国丹北郡更池村<sup>(38)</sup>、生野地方<sup>(39)</sup>、岡山藩領、広島藩領、鳥取藩領、長州藩領、阿波藩領、土佐藩領<sup>(40)</sup>、松山藩領<sup>(41)</sup>、宇和島藩領<sup>(42)</sup>、小倉藩領<sup>(43)</sup>、熊本藩領<sup>(44)</sup>、鹿児島藩領<sup>(45)</sup>、佐藩領<sup>(46)</sup>、松山藩領<sup>(47)</sup>、宇和島藩領<sup>(48)</sup>、小倉藩領<sup>(49)</sup>、熊本藩領<sup>(50)</sup>、鹿児島藩領<sup>(51)</sup>。

このうち、たとえば小倉藩では、幕令の内容だけではなく、それに藩独自の取り締り規定14カ条を添えて触れ、そのうえ村々の庄屋に対して「えた・非人」

を残らず呼び出して読み聞かせ、それでも背くものがあれば小屋を焼き捨てにし、その土地に差し留めないように命じている。また、信濃地方、河内国更池村、長州藩、阿波藩などでは、「えた」あるいは「非人」から請書を差し出させている。たとえば河内国更池村の場合、幕令の条文のあとに「右之通、御触書之趣被仰渡承知仕奉畏候、銘々兄弟・忝共江茂被仰渡候趣申聞、急度相守可申候、為後日御請印形仕差上申候」と記した、村内「えた」116名の連印請状を本村庄屋・年寄中に提出させられている。

以上みてきたように、この幕令は全国的に周知され、地域によっては相当厳しく徹底されたものであるが、朝尾氏が指摘しているように幕府による「賤民」の「法制上の統一把握」は実現しても、それが即実体化されたとはいえない状況があったと考えられる<sup>(52)</sup>。これ以降、諸大名から幕府に対して「えた・非人」などの取り扱いに関する問い合わせが相つぐのも<sup>(53)</sup>、そうした状況の一端を示しているものであろう。

- (1) 『徳川禁令考』前集第5、第3434号。
- (2) 後藤正人「幕藩法令にあらわれた賤民支配の諸相と展開」『法制史研究』第23号、1974年。
- (3) 同前、163頁。
- (4) 『牧民金鑑』下巻、刀江書院、1969年、169～170頁。全文を示せば、以下のとおり。

安永三年十月

近年浪人など、申、村々百姓家ニ参合力を乞、少分之合力錢など遣し候得者惡口いたし、或者一宿を乞ひ、病氣杯と申四五日致逗留候内ニハ、品々難題を申懸、合力錢餘慶ねたり取候段粗相聞、不屈之至候、以來右體之もの罷越候ハ、其邊之穢多非人ニ為召捕、関八州伊豆國甲斐國ハ、公事方御勘定奉行江召連出、其餘之分ハ、國々ハ御料者御代官、私領者領主地頭江召連可出候、勿論何様申候共、決而止宿不為致、苗字帯刀いたし候ものへハ、一錢之合力も致間敷候

一旅僧修験替女座頭之類物貰之者共、志次第之報謝を受、相對に而宿を借可申處、近年押而宿を取、或者ねたりケ間敷儀申掛ケ候もの

共有之段粗相聞、是以不屈之至候、以來右體之不法者ハ、前條同様  
為召捕、召連可出候、於相背者、村方可為越度者也  
右之通御料私領寺社領不洩様相觸、村々ニ而為寫取、村々入口高札  
場、或者村役人之宅前杯江為張置可申候

十月

右之通可被相觸候

- (5) 後藤前掲論文、159頁。
- (6) 朝尾直弘「幕藩制と畿内の『かわた』農民一河内国更池村を中心に一」  
『新しい歴史学のために』第160号、1980年、16頁。
- (7) 同前、12頁。
- (8) 「安永期以降における幕府の身分政策について」大阪市立大学同和問題  
研究室紀要『同和問題研究』第4号、1980年3月。「江戸幕府による差  
別の制度化」『法学雑誌』第33巻第3号、1987年1月。
- (9) 原田伴彦編『編年差別史資料集成』第8巻（近世部落編3、三一書房、  
1987年）、同第9巻（近世部落編4、1987年）の「解題」。なお本稿は、  
同第10巻（近世部落編5、1988年）の「解題」で述べたことをさらに詳  
しく展開しようとするものであることを断っておきたい。
- (10) 注（4）の史料。
- (11) 後藤前掲論文、159頁。
- (12) 牧前掲「安永期以降における幕府の身分政策について」24頁。
- (13) 『徳川禁令考』前集第5、第2812号。
- (14) 牧前掲論文、25頁。
- (15) 『徳川禁令考』前集第5、第2813号。
- (16) 『牧民金鑑』下巻第21、755～756頁。
- (17) 『広島県史』近世資料編Ⅲ（1973年）第806号。
- (18) 『山口県同和問題関係史料集（近世）』山口県教育委員会、1979年、40  
～41頁。
- (19) 尾崎行也『信州被差別部落の史的研究』柏書房、1982年、73～74頁。
- (20) 前掲『山口県同和問題関係史料集（近世）』43～44頁。
- (21) 『長野県史』第1巻(1)、原田伴彦編『編年差別史資料集成』第9巻（近

- 世部落編4) 三一書房、1987年、561～562頁。
- (22) 原田伴彦・秋定嘉和編『日本庶民生活史料集成』第25卷(部落(2)) 三一書房、1980年、325頁。
- (23) 『徳川禁令考』前集第5、第3432号。
- (24) 前掲『日本庶民生活史料集成』第25卷、353頁。
- (25) 「法令集」卷之6(『藩法集』1・岡山藩上)ならびに『市政提要』下、以上、前掲『編年差別史資料集成』第10卷(近世部落編5)、1988年、223頁。
- (26) 宇田川宏『史料鳥取藩における被差別部落の歴史』自費出版、1979年、137頁。
- (27) 「井田衍義」『藩法集』7・熊本藩、前掲『編年差別史資料集成』第10卷、377頁。
- (28) 『東京市史稿』市中篇29、同前、466頁。
- (29) 『百箇条調書』第9卷、同前、466～467頁。
- (30) 『加賀藩史料』第9編、同前、467頁。
- (31) 『町奉行廻文請書』『鈴木家文書』第1巻、埼玉県同和教育研究協議会、1977年、第5号。
- (32) 同前。
- (33) 注(30)と同一史料。
- (34) 『長野県史』第2(1)、前掲『編年差別史資料集成』第10卷、468頁。
- (35) 『天明集成絲綸録』卷之48、神宮文庫蔵、三重県厚生会編『三重県部落史料集 前近代篇』三一書房、1975年、15頁。
- (36) 「安永の穢多・非人・茶筌取締令」「穢多・非人・茶筌取締廻状」『兵庫県同和教育関係史料集』第1巻、兵庫県教育委員会、1972年、929～930頁。
- (37) 「奈良役所雜記」奈良市同和地区史的調査委員会編『奈良の部落史 史料編』奈良市、1986年、422～423頁。
- (38) 「触」第3015号、『大阪市史』第3、1911年、893頁。
- (39) 『河内国更池村文書』第2巻、部落解放研究所、1974年、第111号。
- (40) 『但馬に生きる一関係史料集』北但同和促進協議会、1977年、23～25頁。

- (41) 『藩法集』 1・岡山藩上、創文社、1959年、第889号。
- (42) 前掲『広島県史』近世資料編Ⅲ、第806号の〔参考〕。
- (43) 『藩法集』 2・鳥取藩、創文社、1961年、第301号。
- (44) 前掲『山口県同和問題関係史料集（近世）』50～55頁。
- (45) 「穢多非人取締御触請書」『阿波藩民政資料』上巻、前掲『編年差別史資料集成』第10巻、474～475頁。
- (46) 「憲章簿」前掲『日本庶民生活史料集成』第25巻、264～265頁。
- (47) 「一番日記『呼出』」高市光男編著『愛媛部落史資料』近代史文庫大阪研究会、1976年、140頁。
- (48) 「村候公御代記録書抜5」高市光男編『続愛媛部落史資料』近代史文庫大阪研究会、1983年、47頁。
- (49) 「達」福岡部落史研究会編・刊『福岡県被差別部落史の諸相』1979年、220～226頁。
- (50) 大塚正文「肥後の被差別部落」部落解放研究所編『近世部落の史的研究』下、1979年、454～455頁。
- (51) 「島津家列朝制度」巻之30『藩法集』 8・鹿児島藩上、前掲『編年差別史資料集成』第10巻、477頁。
- (52) 朝尾前掲論文、12頁。
- (53) 牧前掲論文「安永期以降における幕府の身分政策について」